



鳥取県公報

平成 19 年 8 月 14 日 (火)
第 7 9 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (692) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (693) (〃) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (694) (障害福祉課) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (695) (くらしの安心推進課) 2
	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (696) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (697) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (698) (〃) 4
	開発行為に関する工事の完了 (699) (西部総合事務所生活環境局) 4
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (8) 4
◇ 公 告	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 6
	警備業法に基づく検定の実施 (〃) 7

告 示

鳥取県告示第 692 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
大草歯科医院	鳥取市桜谷 79-3	平成 19 年 7 月 30 日

鳥取県告示第 693 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
大草歯科医院	鳥取市桜谷 407	平成 19 年 7 月 28 日

鳥取県告示第 694 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社ハイブリッジ 代表取締役 高橋 寿夫	米子市三本松一丁目 5-26	きらら薬局	米子市西福原九丁目 11-15	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成 19 年 8 月 1 日
秦 啓子	鳥取市岩倉 477-32	はた薬局	鳥取市国府町 2-253	育成医療 更生医療	〃

鳥取県告示第 695 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
日野郡 日南町	平成 19 年 9 月 18 日（火）	午後 1 時から 午後 3 時まで	日野郡日南町霞 800 日南町役場
日野郡 日野町	平成 19 年 9 月 20 日（木）	〃	日野郡日野町根雨 130-1 日野町山村開発センター
日野郡 江府町	平成 19 年 9 月 21 日（金）	〃	日野郡江府町大字洲河崎 62 江府町運動公園総合体育館
日野郡	平成 19 年 9 月 28 日（金）	〃	日野郡日野町根雨 130-1 日野町山村開発センター
〃	平成 19 年 10 月 1 日（月）から同月 31 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）	午前 9 時から 午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

鳥取県告示第 696 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 会長 竹歳邦安	東伯郡北栄町瀬戸 36-2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会北条デイサービスセンター	東伯郡北栄町土下 118-5	平成 19 年 6 月 28 日

鳥取県告示第 697 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
----------------	----------------	-------------------	--------------------	-------

医療法人共済会 理事長 清水正人	倉吉市宮川町 129	居宅介護支援事業所 しみず	倉吉市宮川町129	平成19年7月1 日
---------------------	---------------	------------------	-----------	---------------

鳥取県告示第 698 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 会長 竹歳邦安	東伯郡北栄町瀬戸36-2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会北条デイサービスセンター	東伯郡北栄町土下118-5	平成19年6月28日

鳥取県告示第 699 号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成 19 年 7 月 18 日 鳥取県指令第 200700064855 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也

内水面漁場管理委員会告示**鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 8 号**

平成 19 年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) <u>日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続するすべての用水路</u>	
(7) <u>日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流</u>	
(8) <u>小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川</u>	
(9) 略	(6) 略
(10) <u>小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流</u>	(7) <u>安井井手と日野川の合流点より下流の日野川本流</u>
(11) 略	(8) 略
(12) 略	(9) 略
(13) 略	(10) 略
(14) 略	(11) 略
(15) 略	(12) 略
(16) 略	(13) 略
(17) 略	(14) 略
(18) 略	(15) 略
(19) 略	(16) 略
(20) 略	(17) 略
(21) 略	(18) 略
(22) 略	(19) 略
(23) 略	(20) 略
(24) 略	(21) 略
(25) 略	(22) 略
(26) 略	(23) 略
(27) 略	(24) 略
(28) 略	(25) 略
(29) 略	(26) 略
(30) 略	(27) 略
(31) 略	(28) 略
(32) 略	(29) 略
(33) 略	(30) 略
(34) 略	(31) 略
(35) 略	(32) 略
(36) 略	(33) 略
(37) 略	(34) 略

公 告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の区分等

- (1) 講習の区分 追加取得講習及び特例措置講習
- (2) 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「1 号警備業務」という。）

2 実施期日

- (1) 平成 19 年 9 月 26 日（水）から同年 10 月 1 日（月）まで
- (2) 時間 午前 9 時から午後 4 時 50 分まで。ただし、平成 19 年 10 月 1 日（月）については、午前 9 時から正午までとする。

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 3 階第 7 会議室

4 受講定員

40 名

5 講習事項

警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

- (1) 追加取得講習 1 号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 特例措置講習 警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）による改正前の法第 11 条の 3

第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

7 受講申込書の受付期間

平成 19 年 8 月 27 日（月）から同月 31 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は 1 通とし、写真（受講申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 6 の(1)のアに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、1 号警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6 の(1)のイに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し及び 1 級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6 の(1)のウに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6 の(1)のエに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し及び旧 1 級検定に係る合格証の写し
- (5) 6 の(1)のオに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6 の(2)に該当する者にあつては、旧資格者証の写し

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、23,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 2 級

2 実施日時

平成 19 年 11 月 29 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階大会議室

4 受検定員

30 名

5 検定の内容

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成 19 年 10 月 1 日（月）から同月 5 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- 8 検定申請書の提出先等
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。また、持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、13,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
 - (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。